

那福障第 180 号
令和 5 年 8 月 17 日

那覇市指定障害福祉サービス事業者 各位
那覇市指定障害児通所支援事業者 各位

那覇市障がい福祉課長
(公 印 省 略)

遅延理由書等の取り扱いについて(通知)

平素より、本市の障がい福祉行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、各種手続き(指定更新、変更届、加算取り下げ等)に関する書類の提出期限の遅れが生じた際は、事情を聴取し、やむを得ない理由を遅延理由書にて記載することで、提出書類の受理を行ってきました。

多くの事業者様におかれましては、提出期限を厳守されておりますが、一部の事業者で遅延理由書の提出後も改善が見られない事案が増加しております。

つきましては、本通知後は書類提出等による遅延理由書の提出があった事業者は、原則、実地指導の対象事業者とし、必要に応じて監査等にて是正を図り、適正化を図ってまいりますので、各事業者様におかれましては周知徹底の程、よろしくお願いいたします。

那覇市役所 障がい福祉課
事業所指定グループ
電話:098-862-3275